

2010年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめるようとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

「社会福祉関連経費を含む民生費にあっては、年々増加傾向にあり、本町平成21年度決算では、目的別経費の中では最大の歳出総額の4分の1に相当する約20億円が支出されております。地方公共団体の財政力も様々であり、いずれの団体においても限られた予算の中で、多様化する行政ニーズに答えているというのが実情であると思います。本町におきましても、社会保障施策が重要であることは十分理解しているところであり、限られた予算の中で精一杯社会保障関連予算の措置に努めているものと理解しております。」

- ② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

「財政状況の厳しい本町にあっては、経常的な事務事業遂行のみで、新規事業に着手することが非常に困難な状況にあります。こうした中、国の補正予算による臨時交付金の交付により、平素では実施できない各種事業の遂行、或いは高額な備品の購入等を実現することができ、本町としては非常にありがたい財源であったと痛感しております。

要望して制度が恒久化されるのであれば大いにしますが、臨時交付金は国の経済対策の一環として暫定的に行われるものであり、制度の恒久化はないものと理解しております。

本町におきましても国県補助金、交付金を特定財源とする事業を実施しておりますが、特に福祉関連の扶助事業或いは補助事業の実施にあたっては、財政的に余裕のない本町におきまし

ては、その特定財源が交付されるか否かにより、その事業実施の判断をせざるを得ないものと考えています。

基本的には、暫定的な措置であることが明確な場合にあつては、交付されている期間については事業を実施しますが、交付金が打ち切られた場合には、単独で事業実施するだけの財源確保が困難であるため、同時に事業も終了せざるを得ないものと思われます。

いずれにしても、一旦、補助事業を実施してしまうと、途中で国県からの財源が打ち切られた場合でも、住民要求により中止することが困難な状況になる恐れがありますので、実施にあたっては、より慎重な判断が求められるものと考えております。」

③ 税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

「税滞納世帯等への行政サービスを制限する規定はない。」

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

「法により、所得に応じて8段階とし町独自の制度は設けない。」

★② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

「法のと通りの減免とし、町独自の制度は設けない。」

③ 訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

「国よりの通達により運用している。」

★④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

「国県の補助事業を利用する事業者がいれば、町として国県へ補助金の交付申請を行う。また、助成制度は考えていない。」

★⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

「県等が主催する研修のほか、知多南部2市4町共同で、事業者間の連絡協議会及び従事者の資質の向上を図るため、研修会を実施している。」

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

「配食サービスは昼食について一人当たり週5回以内で実施している。助成額については、1食150円とし、非課税世帯はさらに200円を上乗せして助成している。会食については、生きがいデイサービス、地域サロンにて実施している。」

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

「安否確認について、配食サービスの折や地域サロンの参加を促し実施している。買い物等の生活支援について、自立を支援する目的で生活管理指導員の派遣を実施している。」

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

「美浜町巡回ミニバス(行ってきバス)を運行しています。」

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

「地域サロンは現在7箇所を設置されているが、設置初年度に必要とされる物品等現物給付や技術援助をし、立ち上げを支援している。」

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

「現時点では、整備の考えはありません。」

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

「要介護認定者で障害者認定と同レベル以上の者を対象にしている。」

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

「対象者に送付している。」

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

「後期高齢者福祉医療制度でひとり暮らし非課税者を対象としています。その他の人は対象としていません。」

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないください。

「現在、資格証明書の発行は1件もありません。これからも実情をよく捉え広域連合に伝え、対応していきたい。」

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

「適用していません。」

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

「現在は小学校3年生までの現物給付の対象としていますが、23年度中に対象を中学生まで拡大実施できるよう検討中」

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

「平成21年度より、産前14回、産後1回は、契約している内容を無料で受診できるよう助成している。」

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

「就学援助は生活保護基準額の1.3倍で対応しています。また、申請の受付は市町村窓口と学校のどちらでも対応しています。」

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

「学校給食費の無料化については今のところ考えていません。」

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

「県下、国民健康保険制度の広域化が進んでいるので、反対は出来ない。」

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

「保険税は平成20年度に6割・4割軽減を7割・5割・2割軽減とし、適用範囲の拡充する改正を行いましたので、減免制度については現行どおりでご理解願いたい。」

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

「保険税の対象外の考えは持っておりません。また、一般会計による減免も考えておりません。」

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

「現行どおりの減免制度の考えであります。」

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

「現行の減免規定の適用と考えている。」

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

「国民健康法の主旨に基づいて進めていきたいと考えている。福祉医療の該当者へは、短期の保険証を交付している。また、義務教育終了前の子どもについては、短期証を交付している。なお、本年度から18歳の年度末までの子どもについても短期証を交付している。」

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

「給付の制限はしていない。」

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

「現時点では短期証の交付で考えている。」

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

「加入者への納付相談は実施する。無保険者の調査不可」

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

「減免等の取扱要綱を制定し、平成22年4月1日から施行している。制度周知については検討中である。」

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用

の制限を撤廃してください。

「ア～オの事項についての、国への申し入れの考えは現時点ではありません。また、町独自の軽減は考えていません。」

- ②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

「現時点では、考えていません」

6. 健診事業について

- ★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

「特定健診、歯周疾患検診については、無料。がん検診については、実費の1/3程度の自己負担としている。」

- ②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

「30歳代を対象に特定健診とほぼ同等の健診内容で実施している。自己負担は、500円としている。」

7. 予防接種について

- ★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

「現在、任意予防接種の費用助成については、実施していない。」

- ②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

「機会があれば要望していきたい。」

8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

「生活保護法の適用決定は、県で行っています。」

- ②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

「正規職員を増やす考えは、ありません。」

- 【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

「①から⑧ 意見、要望を尊重し検討していきます。」

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

「①から⑦ 意見、要望を尊重し検討していきます。」

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

「①から④ 意見、要望を尊重し検討していきます。」

以上